

2013年12月20日

公 告

埼玉県勤労者生活協同組合
理事長 関根正道

転居等で所在確認が出来なくなっており、みなし自由脱退()手続き対象組合員がいらっしゃいます。お心あたりの方は、住所登録変更のご連絡を本部までご連絡下さい。

(みなし自由脱退の手続)

公告期間を過ぎても住所確認ができなかった組合員を、定款第10条第2項、3項による脱退対象者とし、理事会の承認により脱退手続きを行ないます。

また手続きの結果は、第4項に基づき総代会へ報告を行います。

(みなし自由脱退処理日)

2014年3月末日となります。

(対象からの除外)

住所が確認できた組合員は対象から除外となります。

みなし自由脱退とは

組合員から住所変更届が2年間行なわれず長期住所不明組合員となった場合、これを以って脱退の予告があったものとみなし、理事会の承認に基づき脱退処理を行い、当該事業年度の終りにおいて脱退すること。

なお、2014年3月末日付でみなし自由脱退となった方でも、後日住所が判明した場合は、手続きを行った時点での出資金額で再度組合員登録を行ないます。

お問い合わせは、埼玉県勤労者生活協同組合 経理課
TEL:048-251-3089 までご連絡下さい。

以上